

## 住宅性能証明書発行手数料

【一戸建て住宅】※1

(消費税込み表示 単位:円)

住宅の区分	申請対象	省エネ	耐震
住宅の新築	当機関に当該住宅の【表1】-①のいずれかの申請があり、設計審査を省略できる場合	38,000	48,000
	他機関の当該住宅の【表1】-①のいずれかの評価書又は通知書があり、設計審査を省略できる場合（申請の際、書類の原本提示）	43,000	58,000
	当機関に確認申請の受付をしているもの	54,000	※2 ※3 64000
	他機関に確認申請の受付をしているもの	59,000	※2 ※3 74000
新築住宅又は既存住宅の取得	当機関発行の当該住宅の【表1】-②があり、設計審査を省略できる場合	25,000	25,000
	他機関発行の当該住宅の【表1】-②があり、設計審査を省略できる場合（申請の際、書類の原本提示）	25,000	25,000
	その他	/	/

【表1】

① ※4	・設計住宅性能評価書 ・フラット35S設計検査に関する通知書
② ※4	・フラット35S適合証明書

※1 下記の地域は、現場検査回数ごとに予め算出した遠隔地手当を加算します。

11,000円/回(消費税込み表示)

ただし、基準法の規定に基づく現場検査(当機関受付)と同時に現場検査を行える場合は、その回において適用しない。

豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村

※2 当機関で他の申請において耐震等級を確認している場合は、11,000円を減算します。

※3 許容応力度計算の場合は、14,000円を加算します。(※2の場合は、加算しません。)

又、限界耐力計算等の特殊な計算方法による場合は当機関では出来ません。

※4 いずれも省エネ性能基準、耐震性基準又はバリアフリー性基準に適合している場合。